

(10) 非居住者及び外国法人の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税又は免税分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	—	458,832,086	—	458,832,086	9,116,265
利益又は利息の配 当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特 定証券投資法人の投 資口の配当等、公 募・私募証券投資信 託の収益の分配及び 特定株式投資信託の 収益の分配	一 般 分	329,838	642,780,729	—	83,234,738
	源泉分離選択課税分	111	2,992,629	—	395,553
	小 計	329,949	645,773,358	11,142,383	656,915,741
匿名組合契約に基づく利益の分配	—	55,299,450	—	55,299,450	10,716,511
給 料 ・ 賞 与 等	52,472	67,652,930	31,106,600	98,759,530	9,278,496
退 職 所 得	1,520	9,737,292	492,647	10,229,939	1,641,641
役 務 の 報 酬	18,265	36,687,951	3,173,697	39,861,648	5,842,238
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	8,064	920,947,964	7,215,004	928,162,968	112,151,283
著作権の使用料又はその譲渡による対価	26,371	474,274,584	19,246,437	493,521,021	50,100,798
貸 付 金 の 利 子	7,888	180,299,511	152,422,016	332,721,527	19,392,818
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	8,818	17,501,073	3,334,535	20,835,608	3,389,652
機 械 等 の 使 用 料	231	2,692,754	656,914	3,349,668	271,423
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	623	87,374,150	—	87,374,150	8,409,874
人的役務提供事業の対価	5,140	23,083,010	6,225,952	29,308,962	4,094,682
生命保険契約等に基づく年金	124	119,138	—	119,138	2,623
賞 金	227	1,006,180	299,599	1,305,779	114,178
合 計	—	2,981,281,431	235,315,784	3,216,597,215	318,152,773

調査対象：平成14年分について、平成15年4月30日までに「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」の提出のあったもの

- (注) 1 この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。
2 「支払金額」の「非課税又は免税分」欄の内容は、租税条約等に基づき課税の免除を受けた金額を示す。

(11) (10)のうち、租税特別措置法又は租税条約の適用により課税の軽減を受けたもの

区 分	適 用 内 容	人 員	支 払 金 額		源泉徴収税額
			人	千円	
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約	—	—	—	—
利益又は利息の配 当、剰余金の分配、基金 利息の分配、特定証券 投資法人の投資口の配 当等、公募・私募証券 投資信託の収益の分配 及び特定株式投資信託 の収益の分配	租 税 条 約	97,406	578,698,419	72,020,420	
	租 税 条 約	—	—	—	
給 料 ・ 賞 与 等	租 税 条 約	—	—	—	
退 職 所 得	租 税 条 約	—	—	—	
役 務 の 報 酬	租 税 条 約	—	—	—	
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	租 税 条 約	5,756	877,233,101	94,192,369	
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租 税 条 約	18,217	412,603,489	43,534,380	
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約	4,150	94,621,063	7,534,635	
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租 税 条 約	59	434,569	43,973	
機 械 等 の 使 用 料	租 税 条 約	86	2,210,602	209,405	
人的役務提供事業の対価	租 税 条 約	365	5,575,599	722,304	
賞 金	租 税 条 約	—	—	—	
合 計		126,039	1,971,376,842	218,257,486	

(12) 非居住者及び外国法人の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分
	千円	千円	千円	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	5,448,193	5,579,023	8,393,626	9,103,313	9,116,265
利益又は利息の配 当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特 定証券投資法人の投 資口の配当等、公 募・私募証券投資信 託の収益の分配及び 特定株式投資信託の 収益の分配	66,091,799	53,297,485	69,403,174	72,113,793	83,234,738
源泉分離選択課税分	37,615	27,523	31,905	371,168	395,553
小 計	66,129,414	53,325,008	69,435,079	72,484,961	83,630,291
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-	-	-	10,716,511
給料・賞与等	9,119,520	9,444,124	8,376,397	11,596,387	9,278,496
退職所得	5,969,100	5,021,847	4,236,043	1,381,336	1,641,641
役務の報酬	3,585,662	3,982,243	4,453,523	5,380,254	5,842,238
工業所有権その他の技術に関する権利等の 使用料又はその譲渡による対価	93,594,437	103,385,714	117,005,030	111,712,792	112,151,283
著作権の使用料又はその譲渡による対価	41,242,370	47,103,666	44,161,654	45,943,467	50,100,798
貸付金の利子	4,490,398	4,749,367	6,962,082	36,890,266	19,392,818
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	3,101,718	3,189,166	3,142,305	6,517,567	3,389,652
機械等の使用料	210,156	193,953	96,439	97,064	271,423
土地等の譲渡による対価	807,417	733,634	1,478,110	17,042,041	8,409,874
人的役務提供事業の対価	3,717,447	2,708,677	2,483,153	4,096,977	4,094,682
生命保険契約等に基づく年金	3,318	3,634	4,099	33,980	2,623
賞金	278,829	236,705	323,067	112,567	114,178
合 計	237,697,979	239,656,761	270,550,607	322,392,971	318,152,773

(参 考)

源泉徴収税率		
利子所得	一律源泉分離課税	15%
配当所得	① 源泉分離選択課税分	35%
	② 公募投資信託等の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等の源泉分離課税	15%
	③ ①及び②以外のもの	20%
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める税額	(略)
退職所得	① 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
	② ①の申告書を提出しない場合は退職金の支給金額	20%
公的年金等	① 「扶養親族等申告書」の提出がある場合は、公的年金等の支給金額から、年齢、支給金額等 に応じた一定額を控除した残額	10%
	② ①の申告書の提出がない場合は支給金額の75%相当額	10%
報酬料金等	① 原稿料等(所得税法第204条1項1号)	イ 1回の支払金額100万円以下の部分 10%
	弁護士、税理士等(同2号)	
	職業野球選手、騎手等(同4号)	
	芸能等についての出演、演出等(同5号)	
	契約金(同7号)	
	② ①のうち司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同2号) = 1回の支払金額から1万 円を控除した残額	10%
	①のうち職業拳闘家(同4号) = 1回の支払金額から5万円を控除した残額	10%
	①のうち外交員、集金人(同4号) = 月の支払金額から12万円を控除した残額	10%
	③ ホステス、バンケットホステス、コンパニオン等(同6号、措置法第41条19) = 1回の 支払金額から5千円×日数を控除した残額	10%
	④ 広告宣伝の賞金(所得税法第204条1項8号) = 1回の支払金額から50万円を控除した残額	10%
	⑤ 競馬の馬主が受ける賞金(同8号、第174条11号) = 賞金額から賞金の20%+60万円を控除した残額	10%
	⑥ 診療報酬(第204条1項3号) = 月の支払金額から20万円を控除した残額	10%
	⑦ 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) = 支払われる年金の対応する保険料等 を控除した残額(25万円未満の場合は源泉徴収不要)	10%
	⑧ いわゆる芸能法人に対する芸能人の役務提供事業の対価(所得税法第174条10号) = 支払金額	10%
割引債の償還差益(措置法第41条の12) = 券面金額から発行価額を控除した残額		18%
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等		15%